

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、工事現場の監督責任者として、工事に伴う現場管理業務等に従事していたが、工事現場において、急に頭を殴られたような頭痛に襲われたため、○病院を受診したところ、「脳血栓症（脳梗塞）」と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

左半身が不自由になったこと等は、持病によるものではなく、仕事の負荷が原因である脳梗塞によるものであるため、監督署長の不支給決定処分は取り消されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、地方労災医員の所見から、初診時の1週間前から左上肢の痺れ及び片麻痺の出現が認められることから、初診日の一週間前を発症日とした。

(2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(3) 発症前おおむね1週間及びおおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前6か月にわたって、月平均時間外労働時間は72時間52分であり、80時間を超えるものではない。その他の負荷要因となるものは認められない。

(4) 地方労災医員は意見書において、「勤務時間の集計結果から、過重負荷があったとは認めがたい。また、勤務状況が過酷であったとも言いがたい。糖尿病と高血圧が基礎疾患としてあり、これらが誘因となり、自然経過を経て発症したものと考えられる。」としている。以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

地方労災医員の所見等から、初診時の1週間前から左上肢の痺れ及び歩行時につまづきの症状が認められることから、初診日の1週間前を発症日とした。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、発症当日及び発症前日の労働時間数はそれぞれ12時間30分であり、発症前1週間の時間外労働時間数は34時間である。また、発症前1か月間の時間外労働時間数は65時間であり、発症前2か月ないし6か月間にわたって、1か月当たり65時間11分から74時間25分の時間外労働が認められるものの、業務と発症との関連性が高いと評価できるおおむね80時間を上回る時間数には至っていない。

エ 請求人が従事した業務は、比較的拘束時間は長いものの、その業務内容は特に過重な業務であるものとは認められない。

オ 主治医の意見書及び地方労災医員の意見から、被災者には糖尿病及び高血圧症の基礎疾患があり、この基礎疾患は脳梗塞のリスクファクターとされており、基礎疾患のコントロール不良が、脳梗塞の発症の誘因となり、自然経過を経て発症した可能性が高いものである。

また、勤務時間の集計結果から、被災者の業務による負荷が過重であったとはいえ、勤務状況が過酷であったものとは認められない。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。